

参考-4

お 知 ら せ

注 意 事 項

- この確認済証は、建築基準法にもとづく確認であり、土地の権利又は営業関係等について許可したものではありません。
- この確認済証にもとづいて工事をする場合、建築主は近隣住民との間に紛争を生じないよう、格段のご配慮をお願いします。なお、紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもってあたってください。
- 敷地が官民有地に接する場合は、官民境界の明示を受けた後、着工してください。
- 工事に着手したときは、工事現場の見えやすい場所に確認表示板を必ず掲示してください。
- 建築工事の従事者(設計者、工事監理者、主任技術者等)は、建築基準法、建築士法及び建設業法に規定する適格者を配置してください。
- この確認済証による計画の内容を変更しなければならないときは、必ず事前に相談してください。
- 工事が完了したときは、必ず完了検査申請書を、完了した日から4日以内に届くよう提出し、完了検査を受けてください。
- 住居表示を実施している区域内において、新・改築される方は、すみやかに住居表示の提出をしてください。

変更について

- 確認申請時に施工者が未定であり、その後に施工者が決定するなど確認申請書の記載内容が変更となる場合は、記載事項変更届にて弊社まで報告ください。

※ 施工者の決定の際は、“3. 変更の区分”の工事施工者にチェックをし、“4. 変更理由”に“施工者決定の為”と明記ください。記載事項変更届に申請書の2面の6. 工事施工者が記載されたページを添付し提出ください。

完了検査に関するお知らせ

完了検査申請書に添付する工事施工状況報告書

次の表内の市においては、建築基準法施行規則第4条第1項第5号に基づく完了検査申請書に添付する書類を定めています。

● 添付対象建築物

特定行政庁名	報告義務対象
広島市	<input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工状況報告書(S造及びSRC造で、3階以上又は延べ面積500m ² 以上のもの。スパンが15mを超えるもの。) <input type="checkbox"/> コンクリート工事施工結果報告書(RC造及びSRC造で3階以上かつ500m ² 以上のもの。) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類(広島市建築基準法施行細則第13条第3項、※)
福山市	<input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工状況報告書又はコンクリート工事施工結果報告書(S造、RC造又はSRC造で、3階以上又は延べ面積500m ² 以上のもの。) <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類
呉市	<input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工状況報告書又はコンクリート工事施工計画書及びコンクリート工事施工結果報告書(3階以上又は延べ面積500m ² 超えるもの。) <input type="checkbox"/> その他市長が工事監理の状況を把握するために必要と認める図書、書面、又は写真

- 報告書様式、記載要領及び添付を要する資料、写真等は、各特定行政庁が定めています。
提出先を(株)ジェイ・イー・サポート 代表取締役 佐東 政明 として提出してください。

● 様式(ホームページ)

広島市	広島市HP»事業者»建築-手続»申請届出様式»申請様式ダウンロード(建築確認申請関係用紙など)»確認申請書等(主に広島市建築基準法施行細則関係):ダウンロード:12鉄骨工事施工状況報告書又は13コンクリート工事監理状況報告書
福山市	福山市建築指導課トップページ:□建築指導課業務関係:様式ダウンロード»建築基準法関係様式:申請・届出別-確認・検査:完了検査申請:鉄骨工事監理状況報告書[細則様式]又はコンクリート工事監理状況報告書[細則様式]
呉市	呉市建築指導課HP:様式ダウンロード:建築指導関係»施工状況報告:鉄骨工事施工状況報告書又はコンクリート工事施工結果報告書

完了検査時における工事監理状況書類等提示のお願い

上記添付義務のある工事以外にも、また添付義務のない市町村における完了検査時にも、工事監理されている記録がある場合は、検査の参考資料として提示していただければ幸いです。

工事監理者の監理業務については、建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準(H21国土交通省告示第15号)の制定に併せて「工事監理ガイドライン」が策定されています。監理業務の一環として写真を記録しておくことが考えられます。

● 検査の特例を受ける建築物

規則第4条第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を完了検査申請書に添付する必要があります。

屋根の小屋裏の工事完了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁、基礎の配筋(RC造の基礎の場合に限る)、その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る)及びその他軽微変更関連図書等を中間検査申請書に添付要

※ 確認申請書第三面【17】に特定工程工事が記入されている場合は、裏面をご覧ください。

※ 確認申請書第三面【17】に特定工事が記入されている場合は、下記をご覧ください。

中間検査に関するお知らせ

この建築物は、建築基準法第7条の3の規定による中間検査が必要な建築物に該当します。この建築物の工事が中間検査を受ける工程(特定工事(下記参照))を完了したときは、4日以内に中間検査の申請を行い、検査を受けてください。なお、中間検査に合格しないと、特定工事後の工程に着手することはできません。

中間検査対象建築物と検査時期		
● 建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する建築物(全国一律)		
対象建築物	構造種別	特定工事
階数が3以上の共同住宅	RC造又はSRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
● 建築基準法第7条の3第1項第2号に規定する特定行政庁が指定する建築物(特定行政庁毎に異なる)		
【対象建築物】※ 下記以外の特定行政庁の場合は、対象建築物の記述内容が異なりますので、ご注意ください。		
対象建築物	広島県	山口県
●棟ごとに新築する戸数が1の住宅 (住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50m ² を超えるものを除く)	●分譲を目的とする住宅 ●主要構造部が木造であり、地階を除く階数が3である住宅 ●主要構造部が鉄骨造であり、地階を除く階数が3以下、かつ、延べ面積が300m ² 以上1000m ² 以下の建築物	●法別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数が3以上で、延べ面積が500m ² を超える建築物 ●延べ面積が1,000m ² を超える建築物

【検査時期: 下記の工事(特定工事)完了時】

※ 下記以外の特定行政庁の場合は、特定工事の記述内容が異なりますので、ご注意ください。

構造		広島県	山口県	岡山県
W造	構造耐力上主要な軸組工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
S造	鉄骨建て方工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
RC造	2階(平屋の場合は屋根)の床、梁の配筋工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
SRC造	2階(平屋の場合は屋根)の床、梁の配筋工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
PC造	屋根及びそれを支える梁の取付け工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
混構造	下記 *印参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
その他の構造	屋根及びそれを支える梁の取付け工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※ 二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、いずれかの工程を二以上に分けて施工する場合は、二以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特定工事とする。

中間検査申請書に添付する書類等

建築基準法施行規則第4条の8に中間検査申請書に添付する書類等を定めています。

● 広島市

添付写真	土台と基礎、壁の軸組若しくは耐力壁、屋根の小屋組の工事の各段階での構造耐力上主要な部分の軸組、仕口、継手その他の接合部の金物等の施工状況を写した、次に掲げる部位についての1以上の箇所の写真 (ア) RC造の基礎にあっては、基礎の配筋 (イ) 土台若しくは柱と基礎の繫結 (ウ) 通し柱(通し柱と同等以上の耐力を有する柱も含む)横架材との接合部 (エ) 筋かいの端部と、柱とはりその他の横架材とのボルト、かすがい、くぎその他の金物での繫結 (オ) 床及び小屋はり組の隅角の火打材及び小屋組の振れ止め (カ) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口へのボルト締め、かすがい打、込み栓打ちその他の構造方法による繫結 (キ) 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分の防腐措置及び必要に応じてしきありその他の虫による害を防ぐための防蟻措置	法第7条の5の適用を受ける建築物(確認の特例を受け、建築士の工事監理が行われたもの)の場合
添付図書	(ア) 添付した写真的概ねの位置を示した平面図(縮尺任意) (イ) 木造部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書 (ア) 木造の部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書	※

※ 確認の特例を受け、検査の特例を受けない建築物(100m²以下の木造の建築物で建築士の工事監理が行われていないもの)の場合

● 福山市

建築基準法第6条の3第1項第3号に掲げる建築物にあっては、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに建築基準法施行令第47条第1項に規定する構造方法及び当該構造方法による部分の位置を記載した各階平面図(確認申請時に添付している場合を除く)

● 呉市

広島市の「法第7条の5の適用を受ける建築物(確認の特例を受け建築士の工事監理が行われたもの)の場合」と同じ。ただし、型式適合認定住宅又は対象とならない建築物においては、(ア)の基礎配筋の写真の添付。

● 新見市

法第7条の3第1号 : 鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書 法第7条の3第2号 : 鉄骨造建築物施工状況報告書 ※
--

※様式が定められています。新見市都市整備課の様式集(https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/61.html)から打ち出してください。

● 検査の特例建築物

規則第4条の8第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を中間検査申請書に添付する必要があります。 屋根の小屋裏の工事完了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁、基礎の配筋(RC造の基礎の場合に限る)、その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(中間検査を受けている建築物は、中間検査を受けた日以後のもの)及びその他軽微変更関連図書等を中間検査申請書に添付要
